

令和8年度 保育所(園)・認定こども園入所のご案内

1. 入所できる基準

認定こども園（教育部分）

令和2年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた香取市に住所のある幼児が入園できます。

保育所及び認定こども園（保育部分）

保育を必要とする児童を保護者に代わって保育することを目的とする施設です。（以下、「保育所等」という）
保育所等へ入所できる児童は、保護者が次のいずれかに該当する場合です。

※「幼稚園・小学校の準備のため」などの理由だけでは、保育所等に入所することはできません。

保育を必要とする事由	備 考
就労	＊家庭外で仕事をしている場合（職場が自宅から離れている農業・自営業含む） ＊家庭内で日常の家事以外の仕事をしている場合（自営業・内職を含む） ＊1ヶ月あたり48時間以上の勤務が最低基準となります。 ＊内職の場合、最低3ヶ月の実績が必要です。 ＊育児休業から復帰して就労する場合は、入所したい月中に復帰（例：4月入所の場合、4月30日までに復帰）する必要があります。
出産 （妊娠中又は出産前後）	＊母親が妊娠中あるいは出産後間もない場合（出産予定日の8週前にあたる日が属する月の初日から、保護者の出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで）
疾病・障がい	＊保護者の病気、負傷、心身等の障がい等により、児童の保育ができない場合（疾病は、香取市様式の診断書の、『入院・居宅療養期間の見込み』の終了日が属する月の末日まで）
介護・看護	＊家庭で、長期にわたり看護または介護を必要とする傷病者等があり、児童の保育ができない場合（香取市様式の診断書の、『入院・居宅療養期間の見込み』の終了日が属する月の末日まで）
災害復旧	＊震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっているため、児童の保育ができない場合
求職活動	＊保護者が求職のため日中外出しており、児童の保育ができない場合（90日を経過する日が属する月の末日まで）
就学	＊保護者が就職に必要な技能取得のために職業訓練校、専門学校、大学等に就学しており、児童の保育ができない場合（卒業予定日が属する月の末日まで）
虐待・DV	＊児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合 ＊配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められる場合
育児休業 ※新規入所は不可	＊既に保育所等に入所している児童で、継続して利用することが必要であると認められる場合（就労証明書の『育児休業の取得』の終了日が属する月の末日まで）

保育年齢について

入所枠、保育料決定は、次の表に掲げる保育年齢によります。なお、年度の途中で誕生日を迎えても年度中に保育年齢は変わりません。

保育年齢	生年月日	就学前までの利用可能期間
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	令和9年3月31日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和10年3月31日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和11年3月31日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	令和12年3月31日
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	令和13年3月31日
0歳児	令和7年4月2日～	令和14年3月31日

2. 入所の申込手続き

3. 入所に必要な書類を準備し、受付期間に入ったら第一希望の保育所等に申込みの予約をしてください。書類の提出・児童の面接を行います。日程の調整が必要なため、余裕をもってお申込みください。
※清水こども園・佐原めぐみこども園・佐原グレイスこども園のみ、面接は後日となります。

【4月入所】

9月下旬より香取市HP、または広報かとり10月号でお知らせします。
申込み期間は11月上旬から中旬となります。※園により受付日時が異なります。

【年度途中（5～3月）入所】

入所したい月の前月1日～15日までが受付期間となります。入所受付は、原則翌月の入所希望の方のみ受付いたします。（例）6月入所希望の方 ⇒ 受付期間：5月1日～15日まで

3. 入所に必要な書類

○母子手帳

○児童および保護者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード・通知カード）

○申請書の提出者の本人確認ができる書類（運転免許証など）

○下記の（1）から（10）に示されている必要な書類

※ 認定こども園（教育部分）希望の方は、（3）から（8）は不要です。

- （1） 教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書（入所希望児童につき、それぞれ1枚）
※育児休業給付金の延長手続き等で申込書の写しが必要な方は、必ず提出前にご自身でコピーをお取りください。提出後にコピーをお取りいただくことはできません。
- （2） 保育所等入所に関する調査表・確認書
- （3） 保育を必要とすることを証明する書類
※保育を必要とする事由により提出書類が異なります。（3ページの表参照）
※保護者（父親・母親それぞれ）について、該当する書類をご提出ください。
また、入所の優先順位を決定するため、**60歳未満の同居の祖母**についても該当する書類をご提出ください。（該当する事由がない場合、優先順位が低くなります。）
- （4） 保育利用連絡票（第1希望が公立保育所の方のみ）
- （5） 生活管理指導表（医師が記入すること。食物アレルギーがあり、第1希望が公立保育所の方のみ）
- （6） 証明願（育児休業給付金の延長手続きのために必要な方のみ）
- （7） 認可外保育施設または一時預かりの保育料領収書等（認可外保育施設や一時預かりを3か月以上利用している場合のみ）
- （8） 雇用保険離職票など（自発的失業を除き、生活中心者が失業中の場合のみ）
- （9） 生活保護受給を証明するもの（生活保護を受けている場合のみ）
- （10） 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し（同一世帯に障害者手帳等を有する人がいる場合のみ）

保育を必要とする事由	必要添付書類	証明者	備 考
就労	就労証明書	勤務先	*変則勤務の方は、直近1か月のシフト表の写し、または直近4週間の実績表（本人記入）も添付
就労（内職）	内職加工賃支払証明書及び直近4週間の実績表	発注者及び本人	*申込時にすでに3か月以上内職をされている方が対象
出産	母子手帳の写し	—	*出産予定日が記載されたページ
疾病 障がい	障害者手帳等の写し もしくは香取市様式の診断書	診断書は 医師	*文書料等の費用がかかります
介護・看護	申立書（介護・看護用）及び要介護度のわかる介護保険被保険者証や障害者手帳等の写し もしくは香取市様式の診断書	申立書は本人 診断書は医師	*申立書は、申立書（介護・看護用）にご記入ください *文書料等の費用がかかります
災害復旧	罹災証明書等	市町村	
求職活動	求職活動申告書	本人	*就労予定の場合は、就労開始後、就労証明書を提出してください
就学	在学証明書及び日程表等	就学先	*月あたりの就学時間がわかるもの
育児休業 ※新規 入所不可	就労証明書	勤務先	*育児休業期間が記載された証明書

4. 保育時間について

保育標準時間…各施設が定める保育時間のうち最大11時間の利用

保育短時間…各施設が定める保育時間のうち最大8時間の利用

区分	内容
標準時間・短時間 どちらも認定可	就労、介護および就学（1ヶ月120時間以上）・出産・疾病・障がい・災害復旧・虐待・DV
短時間のみ認定	就労、介護および就学（1ヶ月48時間以上120時間未満）・求職活動・育児休業

※実際の保育時間は、保護者の仕事・通勤時間などを考慮して、保護者と園で相談の上、決定します。

5. 保育料について

保育料は、原則として児童の父母の市町村民税額の合計により階層判定を行い決定します。4月から8月までは令和7年度の市町村民税額、9月から翌年3月までは令和8年度の市町村民税額により決まります。ただし、多子世帯に係る特例措置（2人目半額、3人目以降無料など）、ひとり親家庭等の軽減措置などがあります。詳細は、香取市HPをご確認ください。

なお、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児クラスから5歳児クラスのすべての子どもと、0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもの保育料は無償となります。ただし、給食費（副食費など）・行事費等は別途徴収となりますので、各施設にお問合せください。

【留意事項】

- ・令和7年1月2日以降に香取市に転入された方は、市町村民税・県民税課税(非課税)証明書が必要となる場合があります。また、未申告等により市町村民税の確認ができない場合は、暫定的に最高階層の保育料で決定する場合があります。

6. 入所児童の面接

入所前に第一希望の園で面接があります。園により実施日が異なりますので、事前にお問い合わせください。児童に持病や障がい、食物アレルギーがある場合は、必ず申し出てください。

7. 利用調整

入所希望者が定員を超えた場合は、入所事由や優先度により、利用調整を実施します。第1希望の保育所等に入所できない場合には、第2希望以降の保育所等への入所となる場合があります。

8. その他

(1) 保育料の納入について

保育料は原則として口座振替（翌月末日引落し）になります。口座振替を行える金融機関は、市内に本支店のある銀行、信用金庫、信用組合、農協及びゆうちょ銀行になりますので、保育所等利用承諾書受領後に子育て支援課または金融機関窓口で口座振替の手続きを行ってください。なお、私立の認定こども園・小規模保育所は、納入方法が異なります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

(2) 家庭状況等について

申込内容に変更（住所、保護者、保育を必要とする事由等）が生じた場合には、速やかに市役所子育て支援課、小見川支所または保育所・こども園等まで届け出てください。

(3) 入所期間について

入所期間は、「保育所等利用承諾書」に記載されている教育・保育の利用期間になります。ただし、教育・保育の利用期間内であっても、保育を必要とする事由がなくなった場合は、退所していただくことがあります。（例）保護者が仕事をやめて、お子さんを保育できるようになった場合等

(4) 市外在住の方について

香取市外にお住いの方については、市内の方と手続き・利用調整等が異なります。香取市HPをご確認のうえ、市役所子育て支援課にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

香取市役所 子育て支援課 保育班 TEL 0478-79-6158

香取市役所 小見川支所 保育担当 TEL 0478-82-1115

HP ▶

